

## <明海大学の組合役員に対する不当解雇事件>

### 東京地裁立川支部の勝利判決にあたっての声明

2019年3月27日、東京地方裁判所立川支部は、明海大学における教職員組合（以下、「組合」）の執行委員である教授の懲戒解雇事件（解雇無効確認請求訴訟（平成29年（ワ）第1112号））について、懲戒解雇処分を全面的に不当とし、学校法人明海大学に対して、退職金の支払い、および慰謝料の支払いを命ずる勝利判決を言い渡しました。

この懲戒解雇は、以下に述べるとおりきわめて不当な解雇でした。

1. この懲戒解雇は、組合が2017年1月13日に、東京都労働委員会へ不当労働行為（団交拒否・支配介入）の救済を申し立てたことへの報復として、また「見せしめ」として強行された組合攻撃です。

同教授は、組合結成時から書記長をはじめとする組合役員を務めてきました。そうした同教授に対して、明海大学理事会（宮田淳理事長）は、組合が不当労働行為救済申立を行った直後に通勤手当についての追及を開始し、前例を無視した勝手なルールをでっち上げて、過去10年にわたり通勤手当を不正受給していたとして懲戒解雇を強行しました。

しかし、本判決も認めるように、同教授の「通勤手当の不正受給」という理由は、全くの事実無根です。

2. 同教授は、2017年3月末日で定年退職の予定でしたが、理事会は、そのわずか2週間前に懲戒解雇を強行し、勤続29年の退職金を不支給としました。これにより、同教授の就学中の2人の子どもの養育をはじめとする人生設計は破壊されました。また、大学教員・研究者としての名誉が著しく傷つけられることにより、退職後の教育・研究活動の継続に重大な支障が生じています。

そればかりか理事会は、懲戒解雇撤回を求める同教授の提訴に対し、通勤手当の「返還」を要求する反訴を起こし、同教授の生活をさらに困窮させようとしてきました。しかし、判決は、この反訴も全面的に棄却しました。

私たちは、明海大学理事会が、本日で下された判決を真摯に受けとめ、控訴することなく本判決を誠実に履行するよう強く求めるものです。

2019年3月27日

東京地区私立大学教職員組合連合（東京私大教連）

明海大学教職員組合

同教授支援する会

## 事件の経過

2019年3月27日  
明海大学教職員組合

年 月 日	経 過
2016年12月26日	・学校法人明海大学（以下、「法人」）の「理事会からのお知らせ」により、組合執行委員である教授の2017年3月末での定年退職が決定したことが通知され、手続きが開始される。
2017年1月13日	・明海大学教職員組合（以下、「組合」）と東京地区私立大学教職員組合連合（以下、「東京私大教連」）が、理事会の不当労働行為（団交拒否・支配介入）について、連名で東京都労働委員会（以下、「都労委」）に救済を申し立てる。
2017年2月9日	・大学庶務課長名の「お尋ね」という文書により、同教授の通勤手当に関する法人の追及が開始される。
2017年2月17日	・同教授が「報告書」を法人に提出し、大学への通勤経路は様々であること、もし自分に落ち度があり、他の教職員と同等に扱われているのであれば差額を返還する旨を法人に伝える。
2017年3月1日	・懲戒対象であることを同教授に知らせずに、通勤手当受給についての「調査委員会」が法人により開催される。
2017年3月14日	・都労委第1回調査が行われる。
2017年3月15日	・大学学位記授与式（卒業式）が挙行される。 ・法人理事会で同教授の懲戒解雇が決定される。
2017年3月17日	・「理事会からのお知らせ」において、同教授の懲戒解雇が全教職員に通知される。
2017年5月18日	・同教授が法人を被告として、東京地方裁判所立川支部（以下、「立川支部」）に解雇無効確認の民事訴訟を提訴する。
2017年8月22日	・法人が同教授を反訴被告として、416万円を超える損害賠償を請求する反訴を立川支部に提訴する。
2019年2月13日	・立川支部で証人調べが行われ、裁判長から和解が提案される。
2019年2月22日	・法人が和解を拒否する。
2019年3月27日	・立川支部判決。

以 上